

## 特定福祉用具の購入貸与選択制について

### Q 貸与と販売の選択制に係る情報提供の記録方法について

福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

A. 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

### Q 選択制の福祉用具を購入した場合の書面提出について

選択制の福祉用具について、購入を選択した場合、別途書面の提出が必要か。

A. 別途書面の提出は必要なし。

### Q 貸与と販売の選択制における令和6年4月1日（以下、「施行日」という）以前の利用者について

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

A. できる。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

A. 施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6か月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

## 特定福祉用具販売種目の再支給等について

特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個購入できるのか。

居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質上から複数個の利用が想定される品目、場合も含まれる。

## 特定福祉用具販売種目の再支給について

また、令和6年度から販売の対象となるスロープ、歩行器、単点杖、多点杖についてもこれまでの特定福祉用具の購入対象品目同様、原則購入は1点に限ります。用途・目的が異なる場合は支給対象になることもありますが、それ以外の場合は原則認められません。ただし、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質上から複数個の利用が想定される品目、本市が認めた場合は支給対象となることもありますので、判断に迷う場合は事前に本市へご相談ください。

※これまで同様選択制以外の品目については、再購入前に事前相談が必要です。

なお、Q&A No.22のような例は支給対象外です。

## Q&A No.22 同一種目の購入

既に同品目のシャワーチェアを購入した履歴があるが、カビやヌメリがあり、滑って転倒するリスクがあるので再度購入したいが、対象となるか。

A. 破損又は身体状況の変化による理由ではないため、今回のようなケースで仮に転倒リスクがあったとしても、支給対象とならない。本市においては、汚損による同一種目の購入は認めていない。

【参考】（厚労省）介護保険最新情報V o 1. 1 2 2 5 「令和6年度介護報酬改定に関する Q & A （V o 1. 1）（令和6年3月15日）」の送付について